



累千勞力重刊

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2939番
 (公) 043(222)7207番

96.11.27 No. 4506

千葉支社は、毎日運送のうち

改正に責任をもて

すでにダイ改二十日前の時期
にこんなでたらめなことを提示
して恥じない千葉支社運輸部の
姿勢こそ問題である。

そして、そうしたことについて、
団交でもまともに回答出来
ないという対応に終始している
まともな回答を
しろ！

●二〇日午前中

組　十一日提示された「十二月
ダイヤ改正 行路・交番表の
一部変更について」の一覧に
訂正として書かれてあつた以
外の行路でも、出勤・退区時
間、拘束時間、労働時間が違
つているものが多く含まれて

一月十一日、「十二月ダイヤ改正 行路・交番表の一部変更について」という文書をもつてきました。しかし、その文書中に訂正と書かれてあつた行路以外にも出勤時間・退区時間・拘束時間・労働時間が違うというものが多數含まれていた。なかには、銚子運転区33行路のように9月30日提示された内容と労働時間が四十二分も違うという行路さえあつた。

十二月ダイ改をめぐる千葉支社との団体交渉が十一月十五日、二十日、二十二日と行われてきたが、千葉支社運輸部は、ダイ改を責任をもつて行うという構えが崩れてしまつてゐる。この間の日刊で既報のとおり、千葉支社はダイ改二十日前の十

組 細かいところを説明しない
当 といふが、午前中も指摘した
ように、銚子三三行路のように
労働時間が三〇分以上も違
うような行路については、ど
うなのか。
九月三〇日提案の時点では
大きな時間は決まっていた。
その後駅との作業時間すり合
わせなどによつて入換作業時

●一一〇日午後より
当 大きく労働時間が違うよう
な所は、書いたもので説明し
た。説明した行路は概ね一〇
分前後変わったものを基準に
してして説明した。それ以外
の細かい部分は、あえて説明
しなかつた。

方などアンテナ時分の違いによって生じている。

組 一日の乗務距離は、変わらないのに、労働時間が大幅に違うものがあるではないか。例えば銚子の三三行路は、士幅に労働時間が違う。アンテナ時分の取り方の違いなどとは言えない。

当 いま解らないので、午後から回答します。

当組 そんなことはないはずだ。
 九月三十日提案のものと見
 比べると、労働時間が違うも
 のがたくさんある。

当駅 労働時間が多少違うものは
 駅との作業のすり合わせの中
 で出区時間・入区時間の取り

12月5日 改賄止！

中などで変更が生じた。
以上のような団交での回答である。
ミスをミスとして認めず、ダイ改に責任を取ろうという態度が全くない千葉支社運輸部は、恥を知れ！

ら、平然としていること事態が問題だ。ダイ改を責任をもつて行うという構えがない証拠だ。

当 現場では、運転士のカードを作成している時期なのにも関わらず、訂正があつたなどと言うことが通用するのか。

当 極力変更しないようにした
いが、駅との作業を調整する

組 間などのアンテナ時分の違ひによつて、労働時間に違いが出てきている。